

(案)

# 江別市パートナーシップ宣誓制度 手続きガイド

## 1. 江別市パートナーシップ宣誓制度とは

この制度は、性的少数者（性的マイノリティ）※<sup>1</sup>の方を含む二人のカップルが、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的、物理的、精神的に協力し合う関係であることを市長に宣誓し、市がその事実を認め、宣誓があったことを証明する制度です。

この制度によって、法律上の婚姻のように法的な権利や義務が発生することではなく、相続や税控除などの法律上の効果は一切ありません。

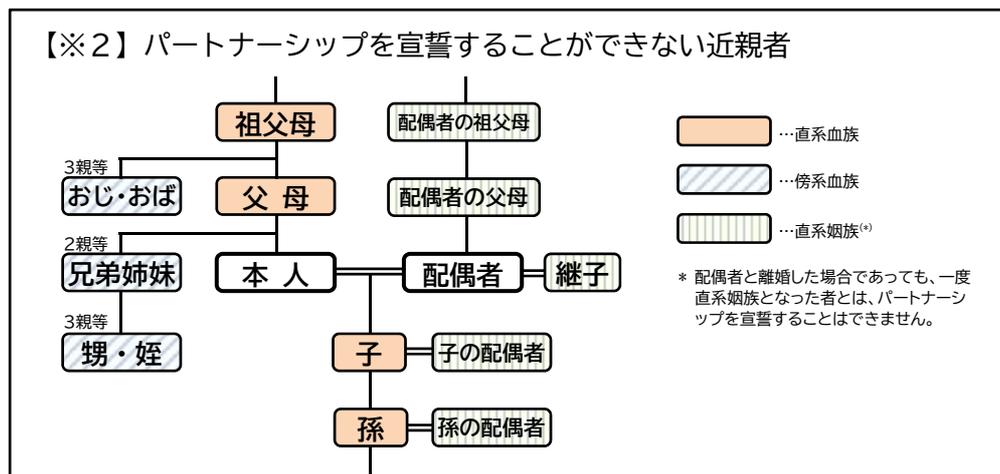
しかし、お二人の意思を市が尊重し、それを公に示すことにより、性の多様性への理解を促進し、性的少数者やそのカップルに対する社会的な偏見や差別が少しでも解消されることで、お二人が自分らしく生き生きと暮らしていることを目的とするものです。

【※1】性的少数者（性的マイノリティ）とは  
典型的とされていない性自認や性的指向を持っている方や、性自認や性的指向が定まっていない（又は持っていない）方のことを指しています。

## 2. 宣誓をすることができる方

パートナーシップを宣誓するには、以下の項目を全て満たしている必要があります。

- (1) 一方又は双方が性的少数者である二人のカップルであること。（戸籍上の性別は問いません。）
- (2) 双方が成年に達していること。
- (3) 少なくとも一方が江別市に住民登録している（又は、転入を予定している）こと。
- (4) 双方に配偶者がいない（婚姻していない）こと。
- (5) 宣誓する相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (6) 双方が近親者（直系血族または3親等以内の傍系血族若しくは直系姻族の関係）※<sup>2</sup>でないこと。



### 3. 手続きの流れ

パートナーシップの宣誓は、以下の手順で行います。

#### (1) 手続き日時の事前予約

手続き希望日の1週間前までに直接窓口へお越しいただくか、電話又はEメールでご連絡していただき、宣誓する日時を予約してください。個室での対応も可能ですので、ご希望の場合はお申出ください。

なお、事前予約のない申出には対応いたしかねますのでご了承ください。

- 窓口：市役所本庁舎2階 市民生活課窓口（17番）
- 電話番号：（011）381-1124（直通）  
（受付時間：月～金 8時45分～17時15分 祝休日・年末年始除く）
- Eメール：danjo@city.ebetsu.lg.jp

#### (2) 宣誓当日の流れ

①予約した日時に必要書類（3頁参照）を持って、**市役所本庁舎2階 市民生活課窓口（17番）**まで、必ず宣誓するお二人そろってお越しください。（郵送による宣誓は受け付けておりません。）

②窓口にて「**パートナーシップ宣誓書**」をお渡ししますので、市の職員の立会いのもと、必要事項を両者の自筆で記入し、必要書類とともに提出してください。裏面の確認事項についても記載漏れのないようにしてください。なお、印鑑は不要です。

※宣誓書等に自ら記入することができない場合は、市の職員及び宣誓する両者の立会いのもとで他者が代書することができます。その場合、代書する方の本人確認書類の提示が必要になります。

③宣誓者の一方又は双方と同居し、生計を一にする未成年の子（実子又は養子）の氏名等を受領証に記載することができます。ご希望の場合は、「**子に関する申出書**」に必要事項を記入し、必要書類とともに提出してください。

※子の氏名等の記載は、宣誓者と生計を一にする未成年の子がいることを示すものであり、子が成年に達するまで有効です。

④市の職員が宣誓内容や必要書類の確認と本人確認を行います。不備や不足のないことが確認できたら、宣誓書等を受領します。

※書類に不備や不足がある場合等は、追加の提出を求める又は宣誓書の受領をお断りすることがあります。

#### (3) 宣誓書受領証の交付

受領証の交付には1週間程度かかります。それぞれの宣誓者へ郵送により受領証（書面及びカード）と宣誓書の写しを交付します。

## 4. 準備いただく必要書類

パートナーシップの宣誓には、以下の書類の提出が必要となります。

### (1) 現住所を証明する書類

住民票の写し 又は 住民票記載事項証明書（住所と氏名が記載されたもの。個人番号の表示がないもの。3か月以内に発行されたものに限り。同一世帯の場合は1通で可）なお、市外にお住いの方も提出が必要です。

### (2) 配偶者がいないことを確認できる書類

独身証明書 又は 戸籍抄本（いずれも本籍地の市町村で取得することができます。3か月以内に発行されたものに限り。)

外国籍の方は、配偶者がいないことを確認できる大使館など公的な機関が発行する書面とその日本語訳文を提出してください。

### (3) 本人確認書類

宣誓者それぞれについて、次のうちいずれか1つ。

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・旅券（パスポート）
- ・運転免許証
- ・その他官公署が発行した免許証・許可証又は登録証明証で本人の顔写真が添付されたもの

※健康保険証、年金証書、介護保険被保険者証など顔写真の添付がないものは、2点以上の提示が必要です。

※宣誓書を代書した場合は、代書した方の本人確認書類を提示してください。

### (4) 江別市に転入予定の方

転出証明書、物件売買契約書、賃貸契約書など江別市へ転入する予定日を確認できる書類（3か月以内に発行されたものに限り。)

転入が完了したら速やかに転入した事実を確認できる書類（住民票の写しなど）を提出してください。

### (5) 戸籍上の氏名と併せて通称名の使用を希望される方

通称名を登録し、住民票に記載されている場合は、(1)の書類で確認させていただきます。

住民票への記載がない場合は、通称名を日常的に使用していることが客観的に確認できる書類（勤務先や学校等が発行した身分証明書、通帳、診察券、郵便物など2点以上）を提出してください。

### (6) 子の氏名等の記載を希望される場合

戸籍謄本など子と宣誓者との関係を確認できる書類 及び 住民票の写しなど生年月日や同一世帯である事実が確認できる書類（3か月以内に発行されたものに限り。)

なお、受領証から子の記載を削除する場合は、再交付の申請（4頁参照）を行ってください。

## 5. 受領証の再交付について

受領証を紛失、毀損、汚損した場合、改姓・改名した場合などの事情により受領証の再交付を希望するときは、宣誓書が保存されている場合に限り、再交付を申請することができます。

なお、宣誓書の保存期間は宣誓日の翌日から10年間です。

再交付を希望する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書」に必要事項を記入して提出してください。

また、子の記載の削除についても再交付の申請により行うことができます。再交付申請の理由は「その他」を選択し、括弧内に「子の記載の削除」と記入してください。

## 6. 受領証の返還について

次の各いづれかに該当するときは、「パートナーシップ宣誓書受領証返還届」に必要事項を記入し、受領証を添付して提出してください。

- (1) 宣誓者の双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方が死亡したとき。
- (3) 双方がともに市内に住所を有しなくなったとき。(転勤、親族の介護などやむを得ない事情により一時的に市外に転出した場合を除きます。)
- (4) その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき。

## 7. パートナーシップの宣誓にあたっての留意事項

- (1) 宣誓書の受理によって、市が戸籍や住民票の内容を変更することはありません。
- (2) 宣誓の際に虚偽や不正な行為があった場合や、受領証を不正に使用したことが判明した場合、市は受領証を取消すことがあります。その場合は、直ちに受領証を市に返還しなければなりません。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

### 江別市 生活環境部市民生活課

- 窓口：市役所本庁舎2階 市民生活課窓口（17番）
- 電話番号：(011) 381-1124（直通）  
(受付時間：月～金 8時45分～17時15分 祝休日・年末年始除く)
- Eメール：danjo@city.ebetsu.lg.jp